様式第7(第9条関係)

7稲資指令１２７号

一般廃棄物収集運搬業
一般廃棄物処分業 許可証
浄化槽清掃業

住　　所　海部郡蟹江町学戸一丁目3番地
名　　称　株式会社 マルニ
代表者氏名　代表取締役 東　昌克
電話番号　0567-96-4402

一般廃棄物収集運搬業
令和８年２月４日付けで申請のあった　一般廃棄物処分業について、
浄化槽清掃業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条
浄化槽法第35条
の規定により、次の条件を付して許可する。

令和８年３月１２日

稲沢市長　加藤錠司郎　印

１　事業の範囲

(1)　事業の区分　　収集・運搬（積替え・保管を除く）

(2)　廃棄物の種類　　事業系一般廃棄物
家庭系一般廃棄物のうち一時多量廃棄物
（特定家庭用機器一般廃棄物を除く）

に限る。

２　有効期間

令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで

３　条　　件

(1)　収集運搬する廃棄物は、申請内容と相違する廃棄物でないこと。

(2)　関係法令を遵守し、稲沢市の指示に従うこと。

(3)　一般廃棄物が飛散及び流出しないこと。

(4)　悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

(5)　収集事業所の変更やその他許可申請内容に変更が生じた場合は速やかに届出すること。

(6)　稲沢市の施設へ搬入する場合は、市の定めた搬入基準に従うこと。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。